

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	石岡測地観測局VLBIアンテナ装置の定期点検及び年間保守
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 締 結 日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社東陽テクニカ 法人番号 8010001051991 東京都中央区八重洲1丁目1番6号
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	7,033,400円
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	7,033,400円
随意契約によることとした理由	<p>国土地理院は国際地球基準座標系の構築に貢献し、我が国の測量の基準となる座標系を維持するため、国際VLBI事業と連携してVLBI測量を実施している。本業務は、国土地理院が実施するVLBI観測のため、VLBIアンテナの定期点検及び保守を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、責任者を1名定め、国土地理院からの保守に関する技術的な内容の連絡先として主となる連絡担当者を1名定めることが必要である。また、不具合が起きたときに、必要に応じてアンテナ製造メーカー(OHB(旧:MTメカトロニクス):ドイツ)との連絡を取れる体制であることが必要である。</p> <p>株式会社東陽テクニカは、本業務の遂行に必要な要件を満たす責任者、連絡担当者の体制をとることができ、また、不具合が起きたときに、アンテナ製造メーカーと連絡がとれる体制も整えている。加えて、同社は本業務を長年にわたり実施しており、業務内容を問題なく遂行できるものと考えられる。</p> <p>上記の事由から、令和5年12月12日の企画競争実施委員会において、株式会社東陽テクニカを特定法人等として決定した。その後、本業務が他者による履行が可能かどうか確認するため、令和5年12月19日から令和6年1月10日までの23日間にわたってインターネット等を通じて公募を行った。結果、他に応募者がいなかったため、本業務の契約相手として同社の唯一性の確認がなされたものである。</p> <p>よって、上記業者と会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。</p>
備 考	